

第4回幌加内町議会定例会 第1号

令和6年12月12日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - (2) 町長行政報告
 - (3) 教育長教育行政報告
- 4 同意第3号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰について
- 5 同意第4号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰について
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 報告第8号 付託案件の審査結果報告について(議案第50号令和5年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について)
- 8 報告第9号 総務厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 9 報告第10号 産建文教常任委員会所管事務調査報告について
- 10 承認第6号 専決処分した事件の承認について(令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第4号))
- 11 承認第7号 専決処分した事件の承認について(令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第5号))
- 12 一般質問
- 13 議案第56号 幌加内町在宅・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第57号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第58号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 16 議案第59号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 17 議案第60号 令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第6号)
- 18 議案第61号 令和6年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 19 議案第62号 令和6年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 20 議案第63号 令和6年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

(追加日程)

- 1 報告第11号 付託案件の審査結果報告について(議案第56号幌加内町在宅・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について)
- 2 閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原吉典君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	安芸修君
診療所事務長	内山渉君
会計管理者	岩本美佐江君
保健福祉課主幹	北村康栄君
産業課主幹	山本めぐみ君
住民課主幹	三浦依理子君
代表監査委員	菊地勝美君
農業委員会長	笠井正展君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
書記	

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和6年第4回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして5番、中川議員、6番、稲見議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月13日までの2日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎町長行政報告

- 町長（細川雅弘君） 町長。
○議長（小川雅昭君） 町長。
○町長（細川雅弘君） 2点についてご報告をいたします。
まず、本年度の幌加内町産業貢献者について、去る12月2日に選考審議会に諮りました。結果、宇幌加内、中南信子氏、商業70才の方が被表彰者に決定されました。来年1月開催予定の町議会臨時会終了後、表彰式を開催し、表彰したいと考えております。
次に、主要農産物の販売見込額等について、農協資料に基づき報告いたします。
まず、「水稻」であります。融雪も早く好天に恵まれたことから、生育が順調に進み、上川の作況指数104のとおり、収量・品質ともやや良となりました。作付面積は、うるち米・もち米合わ

せて、前年比 25%減の 191.15 袋となり、出荷数量は 22,308 俵であり、反収で 11.6 俵であり、全量 1 等との報告を受けております。販売見込高は 3 億 1 千 8 百万余りと前年対比 15.5%の減であります。

次に「そば」についてですが、作付面積は前年対比 1%減の 3,313.12 ㌦、数量は 37,060 俵、反収では、平年を下回る 1.1 俵となりました。販売見込高は 4 億 2 千 6 百万円余りと前年対比では、37%の増となりました。昨年ほどではありませんが、引き続き厳しい出来高秋となりましたが、来年こそは豊作でありますことを念願するところです。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

次に、教育長より教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎教育長教育行政報告

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 幌加内高等学校の活動状況等につきまして、3 点ほどご報告いたします。

まず初めに、去る、11 月 17 日に、東京六本木ヒルズで行われた「第 72 回全国高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」に北海道予選大会で優秀賞、北海道教育委員会教育長賞、NHK札幌放送局長賞を受賞して全国大会への切符を獲得した 3 年生の黒瀧翔稀（かずき）さんが出場いたしました。全国大会では、全国各地から選抜された 60 名が 5 会場に分かれて予選を行い、見事予選を通過し 15 名の本選出場を果たし、3 位までの入賞はなりませんでしたが、上位 4 番目にあたる読売新聞社賞を受賞されたところであります。今後においても、本校生徒の更なる活躍にご期待を申し上げると共に、校長先生を初め、諸先生方の丁寧且つ熱心なご指導に対しまして、深く感謝と敬意を表すところであります。

次に、「幌加内高等学校 生徒募集状況」についてご報告申し上げます。

幌加内高等学校は、全国的にもユニークな「そば」を必修科目として取り入れ、6 次産業化教育や地域の教育力を活かした学習として、住民との交流を含め特色ある学校運営を展開し様々なメディアで取り上げられ、注目を浴びることが多い状況にあるのはご承知のことと思いますが、次年度に向けた生徒募集活動においても大きな変化がおきております。

まず、道内の中学生を対象としました一日体験入学では、22 名の中学 3 年生が参加し、例年を大きく上回る参加を頂いたところであります。また、令和 2 年度から高校魅力化事業（地域みらい留学 365 事業）を内閣府の補助金を活用しながら高校 2 年生の 1 年間を本校で学ぶ地域留学事業を導入し、道内外に幌加内高等学校の魅力について情報発信をしまいいりました。これまでの実績を活かし、次年度より、3 年間を本校で学ぶ新しい地域みらい留学として、道外からの生徒募集についても開始したところであります。先般、幌加内高等学校への入学を検討している道外中学 3 年生を対象としたオープンスクールに 11 名の生徒とその保護者が参加をされたところであります。この他にも、個別学校見学等でも道内外合わせ 10 名程度の進学相談を受けている状況と聞いております。現在、令和 7 年度入学者選抜試験の募集案内について開始をしたところであります。道内

外中学校からの問い合わせも多く、令和7年度新入生については道内外から30名程度の入学者を期待しているところであります。全国的にも少子化の影響により、各高等学校の生徒募集については、厳しい状況にあります。幌加内高等学校においては、校長先生を初め、諸先生方、高校魅力化アドバイザー等のご努力により、生徒たちと向き合い特色のある教育を実践されてきた事が、道内外の多くの中学校からも評価を受け今回の生徒募集状況につながっており、幌加内高等学校に関わる多くの方々に深く感謝と敬意を表すところであります。

なお、新年度入学者対応として、机等の増設分など生徒増加に係る予算につきまして、本議会補正予算にて予算計上しておりますのでご理解を賜りたく存じます。

最後に、先ほど町長冒頭挨拶にもありましたが、農林水産省及び内閣官房が主催する「ディスカバー農山漁村（むら）の宝アワード」第11回選定において、幌加内高等学校の取り組みが評価され、最高賞であるグランプリに選ばれました。この「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」とは、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の実現のため、農山漁村のポテンシャルを引き出し、地域資源を活用しながら、地域活性化や地域所得力向上につながる優良な取り組みを評価するものであり、全国の団体等の取り組みを募集し、コーディネートして選定し、広く国民に発信することを目的とした事業であります。今回の第11回選定では、全国496地区から応募があり、幌加内高等学校のそばを通して地域とつながり、世界に羽ばたくという取り組みが評価され、優良事例として全国30地区に、まず選定をされました。更に、この優良事例の中で最も優秀な取り組みとして、内閣官房が主催する有識者会議において高く評価され、幌加内高等学校が最高賞であるグランプリを受賞いたしました。

そばを必修科目に取り入れ、高校生が地域特産物である「幌加内そば」を活かした、地域の活性化や地域連携、様々な交流を通して成長する生徒たちの学習活動、更に地域住民の意識向上や観光・地域経済の活性化にも寄与していることなどが高く評価されての受賞となりました。

今月17日に東京都内で「ディスカバー農山漁村（むら）の宝アワード」選定証授与式が開催され、本校からは生徒と教職員2人の3名が出席する予定であります。

この受賞を契機に更なる活動の充実を図り、地域全体の活性化に繋げていくことが期待されるほか、幌加内高等学校の取り組みが他の学校や地域にも大きく波及し、全国的な農山漁村の魅力向上につながることを願っております。

最後に、幌加内高等学校の皆様、そして地域の皆様に心から感謝申し上げますと共に、今後も引き続き地域の宝としての幌加内高等学校の魅力を発信し続けていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで教育行政報告を終わります。

地方自治法第117条の規定によりまして稲見議員の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

（稲見議員退場）

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時18分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 同意第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、同意第3号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰についての件
を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第3号朗読、記載省略）

農業委員会委員をはじめ、地域農政総合推進会議委員、幌加内土地改良区理事長として現在も活躍され、多くの公職・団体職歴等を歴任され、地域農業への貢献を基礎に本町の発展に大きく寄与した功績は顕著であり、顕彰したく議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終ります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を省略し採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって同意第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

地方自治法117条の規定によって中南裕行君の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

（稲見議員入場・中南議員退場）

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時23分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 同意第4号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、同意第4号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰についての件
を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第4号朗読、記載省略）

町議会議員をはじめ、町観光協会会長、朱鞠内湖淡水漁業協同組合長として現在も活躍され、多くの公職、団体職歴等を歴任され地域商業観光漁業への貢献を基礎に本町の発展に大きく寄与した功績は顕著であり顕彰したく議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

本件に対する討論を省略し採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって同意第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（中南議員入場）

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時27分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （諮問第1号朗読、記載省略）

人権擁護委員につきましては、総務大臣から直接委嘱されるもので、任期は3年でございます。

令和7年3月31日任期満了となるため議会の意見を聞いた上で、法務局に推薦するものです。

竹村氏は、人格、識見も高く、広く社会実状に通じ、人権擁護に深い理解のある方として今回議会の意見を伺うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり適任であると決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第7 報告第8号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、報告第8号 付託案件の審査結果報告について（議案第50号 令和5年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について）の件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○3番（小関和明君） 3番。

○議長（小川雅昭君） 3番。小関委員長。

○3番（小関和明君） （報告第8号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

お諮りをいたします。本件については、質疑討論を省略して採決を行います。

議案第50号 令和5年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について、本件に対する委員長報告は認定すべきであります。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎日程第8 報告第9号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、報告第9号、総務厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。
委員長の報告を求めます。

- 6番（稲見隆浩君） 6番。
- 議長（小川雅昭君） 6番。稲見委員長。
- 6番（稲見隆浩君） （報告第9号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。
これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これをもって、総務厚生常任委員会に係る所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第9 報告第10号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、報告第10号、産建文教常任委員会所管事務調査報告を行います。委員長の報告を求めます。

- 8番（蔵前文彦君） 8番。
- 議長（小川雅昭君） 8番。蔵前委員長。
- 8番（蔵前文彦君） （報告第10号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。
これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これをもって、産建文教常任委員会に係る所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第10 承認第6号

○議長（小川雅昭君） 日程第10、承認第6号、専決処分した事件の承認について（令和6年度幌加内町一般会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

- 総務課長（中河滋登君） 総務課長。
- 議長（小川雅昭君） 総務課長。
- 総務課長（中河滋登君） （承認第6号朗読、記載省略）

本件の専決理由ですが、衆議院議員総選挙に係るものがございます。10月9日解散、15日公示、27日投開票と1日の首相就任から8日後の解散、26日後の投開票となり、戦後最短での選挙準備

であったため、予算をはじめとする選挙に向けての準備を慎重を期すために優先したため、専決として予算についても作業を進めさせて頂いた次第ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、歳出から説明いたします。

2款4項2目、衆議院議員選挙費 446 万円。以降金額の読み上げは省略いたします。1 節、報酬中、委員報酬選管委員長 1 名、代理 1 名、委員 2 名及び補充員 4 名に係るものです。以下 4 投票所、期日前投票所 2 箇所、北部添牛内、母子里。巡回投票に係る経費及び会計年度任用職員 1 名に係るものでございます。3 節、職員手当、選管職員の時間外、管理職員特別手当、事務従事者 34 名分を見込んだものでございます。8 節、旅費、期日前投票開票及び選挙管理委員会開催に係るものでございます。10 節、需要費は懸垂幕 2 箇所、期日前を含む食糧費、氏名掲示に係る印刷費、投開票及び期日前に係る投票所経費でございます。11 節、役務費は入場券、選挙広報の郵送が主なものでございます。12 節、委託料、記載のとおりポスター掲示場、国民審査読取り機の点検に係るもの。13 節、使用料及び賃借料、連絡用携帯電話 2 台、印刷物経費に係るものでございます。18 節、負担金補助及び交付金は投開票立会人の 16 名、期日前立会人 8 名分の予算でございます。以上で歳出を終わります。

歳入にまいります。

14 款 3 項 1 目、総務費委託金 349 万円の増。これは令和 3 年度実績により、計上したものでございます。9 款 1 項 1 目、地方交付税で 97 万円収支バランスを取ったところでございます。

事項別明細書総括歳入歳出とも 446 万円を増額し、総額 50 億 9,717 万 1,000 円としたところでございます。給与明細書等を添付しておりますのでお見通しください。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 6 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 4 号））の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 6 号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 11 承認第 7 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、承認第 7 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 5 号））の 件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （承認第 7 号朗読、記載省略）

本件につきましては、令和 6 年度に新たに住民税非課税となる世帯への給付金及び令和 6 年度に新たに住民税均等割のみ課税世帯これらに係る世帯の子育て加算を給付することのほか、定額減税給付金、調整給付金についての支給を追加されたところでございます。令和 6 年度の各給付について、先般対象者の抽出及び調整給付金の算出を行ったところ、新たな住民税非課税世帯、均等割のみ世帯これらに係る子育て加算の対象 25 世帯及び調整給付金の対象者 198 人の総額が 948 万円となったことから、令和 5 年度からの繰越明許を差し引いた分に予備分を加え、今回予算措置を行ったものでございます。令和 6 年度の各給付については、11 月から申請受理支給を行ってまいりましたが、繰越分の予算の不足が生じたことから、去る 11 月 25 日に専決処分によって補正予算を行ったところでございます。なお、新たな住民税非課税世帯、均等割のみ世帯及び子育て加算並びに調整給付金について抽出した対象世帯、対象者への支給は 12 月 13 日分の支払いをもって全て完了しますことを申し添えます。

それでは、歳出から説明いたします。

2 款 7 項 1 目、物価高騰重点支援対策費 400 万円の増。18 節給付金定額減税一体型支援枠給付金で同額でございます。各給付金の算出総額 948 万円から繰越明許を差し引いた 278 万円に予備分 122 万円を加え、400 万円を追加するものでございます。

続いて歳入を説明いたします。

13 款 2 項 5 目、総務費国庫補助金 400 万円の増。歳出同額全て国からの交付金の対象となるものでございます。

事項別明細書総括。歳入歳出とも 400 万円を増額し、51 億 117 万 1,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。本件につきましても、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 7 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度幌加内町一般会計補正予

算（第5号）の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第12 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第12、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。5番 中川議員の発言を許します。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 私は、2点について質問したいと思います。

最初に、高齢者の安全運転支援措置の設置のための補助事業の検討について質問いたします。

近年、全国的にドライバーの運転操作の誤りによる交通事故が多発しており、特に高齢ドライバーによる事故の報道も度々なされております。高齢になれば、一般的に運転能力の低下は避けられないところではありますが、本町のような地域的にも広く、公共的な交通機関も少ないところでは、高齢者にとっても、やはり車は必需品であると思います。そうした状況も踏まえまして、高齢者ドライバーを対象として、交通事故の防止や、事故発生時の被害軽減を目的として、国の認定制度を受けた、安全運転装置の購入、設置の費用の一部あるいは全部でも構わないのですが、それを補助する事業の検討を是非お願いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

国では、65才以上の高齢者による安全運転サポート車の購入などを補助するために「サポカー補助金」を令和2年3月から実施し、令和3年11月まで執行されたところであります。当時、国内の新車の大半が「ペダル踏み間違い緊急発進抑制装置」等が装備されていたことから、本町におきまして、国の制度に引き続き、後付け装置の購入費用の一部、年齢は65歳以上・1/2・2万円上限、こういった枠組みで町独自の補助を行うということで、令和3年、令和4年度の2年間に渡り、「幌加内町高齢者安全運転サポート補助金」を実施した経緯があります。このことは、令和3年度の当初予算執行方針で申し上げたとおりでありますけれども、結果2年間の補助実績はゼロでありました。需要があまりなかったと推察をしたところでもあります。

国では本年6月に、新車製造時に「加速制御装置の国際基準の発効に合わせ国内基準を整備、安全装置の搭載を義務付ける」と発表したとおり、今後更に新車の販売そのものが安全装置等の定義が進む、こういった事を思っております。新車販売価格において、その安全装置がいくら分が要しているかは困難であるということでもあります。新車購入時の補助につきましては、非常に難しいと

思っております。

また、後付けの安全装置設置費用補助につきましても、過去の補助実績等を考慮しますと、現段階では補助事業の検討には至らないと判断しておりますけれども、悲惨な交通事故を未然に防止することは大変重要であると考えております。今後の情勢等を注視ししながら、今後も検討してまいりたく、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で終わります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 過去の取り組みについて、私自身あまり認識がなくて大変失礼いたしました。質問した経緯でありますけれども、私自身も高齢者に入っております。先般、2回目の高齢者講習も受けてまいりました。高齢者の事故がむしろ若者より高齢者の事故が多いということで、しっかり安全運転に目標付けてまた、自分自身が判断して免許返納の時期もしっかり考慮すべきだと指導も受けてまいりました。町長の言われました新車ですと安全サポート装置というのは組み込まれておまして、これの導入となりますと予算的にも事業規模的にも大きくなりますので、これは不可能だと思いますし、私も想定にあったわけではありません。事業検討は具体的にするつもりはないとのことですが、私も、すぐ立ち上げるということが出来なかったのは、そういった事業だとか何をどの位の方が求められているのか、なかなか把握出来なかったものですから、すぐすぐ立ち上げるということではなくて検討していただきたいというようにさせていただきます。全く、検討しないということではなくて、今後の情勢を観ながらということですので是非よろしくお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

現行保険証の新規発行の停止後の対応について質問させていただきます。

一点目に、12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が停止されたわけですが、マイナ保険証がなければ病院で受診できないのではと考える方や、現行保険証を廃棄してしまう方もいるとの報道を聞きます。本町の方ではそのようなことはないと思っておりますけれども、12月2日以降保険証の取り扱いについてのインフォメーションを広報等も通じて何度かされていますが、まだ周知徹底が私的にみれば少ないのではないかと思います。あらゆる機会を通じて、現状の保険証が有効期限が切れるまでは使える事でもあるし、資格確認等でも必要な訳ですからそういう点も、あらゆる機会を捉えて周知を徹底すべきではないかと思いますけれども、大綱措置をお伺いしたいと思います。

二点目ですけれども、現行保険証の有効期限が切れた後の対応として、マイナ保険証の登録をしていない人には、「資格確認証」が、マイナ保険証を持っている人には、「資格情報のお知らせ」がそれぞれ届くということになっております。この件については、先の6月で確認させていただきましたが、「資格確認証」であればそれだけで医療を受診することが出来るのですが、「資格情報のお知らせ」ですとマイナ保険証と一緒になければ、受診することが出来ないこととなります。似たような名前ですが、全く違う内容であります。「資格確認証」はマイナ保険証を持っている人には基本的には交付されません。「資格確認証」が必要な人は、マイナ保険証の登録解除が必要です。た

だマイナ保険証を持っていても、厚生労働省の言い方では、受診が困難な人は、「資格確認証」の交付を受けることが出来るとされています。ただ、申請が必要だということでもあります。厚生労働省は申請をすれば、「資格確認証」を交付することについて、高齢者の方あるいは障害をお持ちの方などを類推しておりますが、交付する対象として、対象を細かく一律に決めている訳ではなくて、保険者との判断になるとの説明もなされているとのことでもあります。これから、本町でもマイナ保険証の登録をしていない人を抽出して、「資格確認証」を送付する作業に入るかと思いますが、実務の煩雑さからすべての人に「資格確認証」の送付をする決断をした自治体も広がってきていると聞いております。本町においても是非とも国民健康保険と後期高齢者保険については、全ての人に「資格確認証」を発行すべきではないかと私は思うのですがいかがでしょうか。

三点目になります。この件については、9月の定例会での質問と同類の趣旨となって大変恐縮しておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。今年8月に実施された、全国18地方紙合同の「マイナ保険証・1万2千人アンケート」によれば、マイナ保険証の導入反対が42%、現行の保険証を残して選択制に39.8%、マイナ保険証への一本化を支持が18.3%で、実に8割以上の方が現行の保険証の存続を希望しているという結果が出ております。先の定例会の私の質問で、町長はマイナ保険証のメリットは強調されていたのですが、デメリットやリスクについては、あまり出てはなかった訳ですが、アンケートでこうした結果が出るという背景にも、マイナ保険証のデメリットについても、やはり考えがあったからだと思います。マイナンバーカードに被保険者の保険情報を盛り込む作業では、誤情報が今後も避けられないのではないかとということや、紛失や盗難などによる個人情報の漏洩の対策も万全ではありません。更に私が一番問題だと思うのは、国民皆保険というのが崩れ兼ねない状況にあるのではないかと思うわけです。例えば、全国保険に団体、連合会という段階があるそうですが、その調査によりますと、高齢者施設の入所者、利用者本人が、マイナ保険証を申請出来ない場合、施設側がマイナカードの第二申請を対応できると回答した施設は、わずか6.5%に過ぎないという状況であります。このように、施設側が対応できないと、今後、無保険状態になるということも考えられます。このことは入所者だけではなく、国民全体についてもいえる事ではないかと思うのですが、マイナカードがマイナ保険証であれば5年ごとの更新手続きをしなければならない訳です。免許証と違ってマイナカードは更新時期のお知らせが何もないというように聞いております。ですから、自らの管理・責任で申請行為も行わなくてはならない訳ですけれども、更新を忘れてしまう方が相当数いるのではないかと推察されます。こうしたリスクを回避するためには、やはり現行の紙ベースによる保険証を残すことが一番の解決策だと思います。私も思いますし、多くの方々がそう考えていると思います。そうした点も踏まえて、町民の立場に立って町民の健康や大きく言えば生命にかかわることですので、守るために町としてもマイナ保険証一本ではなく、現行の保険証も是非守るべきだという立場に立って、国などに働きかけを行ってほしいと私も思います。答弁をお願いします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

国では、健康保険証をマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする「マイナ保険

証」の利用促進を図っているところであります。周知のとおり、今月2日をもって、現行の紙媒体による健康保険証の発効は取りやめることになったところであります。まず、ご質問にありました、一点目のこの2日以降、住民に対し、マイナ保険証を基本とする仕組みとされながらも、現行の保険証が有効期限まで使用可能であること、この周知は広報ほろかない11月号で後期高齢者医療の被保険者に対しまして、更には12月号で住民全般に対して、マイナ保険証及び資格確認証等の取り扱いについて周知を行ったところですが、今後においても、随時広報等で周知を図ってまいります。窓口にも、相談等が来ているところであります。これも町として、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

二点目のすべての人に「資格確認証」の送付をとというご質問ですが、国民健康保険法第9条において、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに、資格確認証を交付されるとされております。状況を一切考慮することなく、一律に資格確認証を交付することは認められていないこと。更には、特段の事情もなく、念のために資格確認証を持っておきたいという理由で交付することはできない旨の指針が示されております。一方で、既に、マイナ保険証の登録を済ませている方々には「資格情報のお知らせ」が届きますが、マイナ保険証を利用されている方に対し、資格確認証を交付すると、「資格情報のお知らせ」と重複の交付となり、混乱を招く懸念があります。このようなことから、ご質問のような、一律に資格確認証を交付することは、本町として考えておりません。今後は、マイナ保険証を基本とするところですが、マイナ保険証を強制するものではないため、町としては「マイナ保険証利用をしない」あるいは「抵抗がある」という被保険者におかれましては、この資格確認証の選択肢がありますので、本人の意向に沿った形で利用ができるよう説明・手続きを行っていく所存です。

三点目についてでございます。アンケートのご指摘がございました。また、報道によりますと、全国的にマイナンバーカードの普及率12/8現在76.3%と報道されております。マイナンバーカードを持っている方がマイナ保険証登録もこのうち、76.3%のうち約8割の方が登録をしていた報道がございます。しかしながら保険証としての利用率は、15%程度と利用率は低い現状に思います。

本町におきましても、12月に入ってから相談に来られる町民が増えているとのことでございます。マイナ保険証を利用するための来庁者がほとんどで、資格確認証の交付申請は12月6日現在でゼロ件です。これにつきましては、マイナ保険証に問題があるわけではなく、デメリットも含め、「良くわからない」「内容が分かりにくい」といったことだと推測しております。今ほどの利用低迷の理由も、マイナ保険証の移行期に当たって、国も含めて十分な説明、そして理解が不足していることが大きな要因であるものというように私は考えております。このため、今回の改正にあたり、マイナ保険証のメリットも含め、引き続き、国のしっかりした説明とマイナ保険証に対し、信頼度の向上、これを則っていただきたいと感じておりますし、町といたしましても、国の制度・趣旨・方針に沿って事務を進めていく考えでおります。且つ、町としても丁寧な説明をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 二点目のすべての人に「資格確認証」の送付をとの意見に対することなのですが、報道によれば私も確認していないのですが、75歳以上の方については無条件に「資格確認証」を発行するとの情報もあるのですが、その点どうなのかと。もう一つは先ほど国民健康保険法の関係で「資格確認証」をみだりに発行することは、法律的に問題があると言っておりましたが、今までの経緯から照らして、国自体もこの点では、色々な状況も増してきていて、現に先ほども言いましたが、全ての方々に国保と高齢者の方々については「資格確認証」を発行するという結論に至った自治体も実際にあります。今、町長の答弁の中で、法律に縛られているからそれは出来ないことということでは、ちょっと納得いかない面もあります。なぜ「資格確認証」を全員にと言いますと、私も最近、町外で医療機関に受診する機会がありまして、12月2日以降だったので、初めてマイナ保険証を使用しました。マイナ保険証を使う方々も結構マイナ保険証でトラブルが起きていました。場合によっては、「資格確認証」も持っていないくて保険証の番号がわかれば受診できますからとの対応だったのですが、それも分からないとなり右往左往しているのが随所で見られました。その様な事もありますから、混乱を避けるためにも、今、できる事として特に高齢者などについては、それだけで受診できる「資格確認証」の配慮が必要ではないかと思えます。町長にもう一度お考えをお願いいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

質問にありました、75歳以上の後期高齢者に対しまして「資格確認証」を無条件で交付できるか否か。この辺の確認については、私の方では情報を持っていないので、後ほど確認したいと思います。法律で縛られているとことではなくて、あくまで指針として示されたということで、法的に雁字搦めではないという事でありませけれども、本町の実態の件数等からいって、逆に「資格確認証」を交付して、保険証と重複するよりは後々のトラブルは、少ないのではないかと考えているところであります。この間、新聞にも出ておりましたが、現在、保険証4種類発行されているということで「マイナ保険証」と「古い保険証」それと「資格確認証」と「資格情報のお知らせ」今、この4つが混在していて、皆さんどうなっているのかという、正直わからないのではないかと思います。この辺について、件数もそんなに多くありませんので、今ほど申し上げましたとおりの対応等を丁寧に進めてまいりたいと考えているところです。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

次に2番、寺崎議員の発言を許します。

- 2 番（寺崎嘉男君） 議長、2 番。
- 議長（小川雅昭君） 2 番、寺崎議員。
- 2 番（寺崎嘉男君） 通告に従い 1 点質問させていただきます。

近年、各種税金、医療機関、水道料等の支払いを、スマホ決済アプリ・クレジットカードなどの可能な自治体が増えているようです。町の公共料金水道料、各種税金、診療所の現在の支払い方法について、現金又は引き落としによる支払いであります。世間的には、クレジットカードやペイペイ等のスマホ決済などが主流になりつつあるようです。本町も窓口支払いなどのキャッシュレス化をすることはできないでしょうか。ご答弁をお願いします。

- 町長（細川雅弘君） 町長。
- 議長（小川雅昭君） 町長。
- 町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

現在、本町の公金としてのキャッシュレス化で唯一行っているのは、「ふるさと納税」の部分です。仲介業者を通じてキャッシュレス決済が行われているところがございます。その他の公共料金でございますが、他の自治体では進んでいるところも見受けられます。本町においては、まだ具体的な検討には入っておりませんが、令和 7 年度からスタートします、町の第 8 次総合振興計画の中で、自治体 DX の推進を掲げております。住民の利便性の向上として計画の KPI（目標数値）の中で、住民向けフロントヤード、いわゆる、住民窓口サービス導入を目標としています。そのサービスの中で、質問にある公金のキャッシュレス決済についても協議が行われることとなります。先行して実施している公共団体も多数あり、技術的には実現は可能であると思っておりますが、現在、本町におきまして、デジタル専門人材派遣事業をスタートさせております。本町の DX 会議補佐官から各種アドバイスを受けている状況であります。他の自治体の取組みや利用頻度、利用に係る手数料の負担方法、システム導入にも相当な経費を要すると伺っております。初期費用を含めてランニングコストなどの総合的に見極めながら、実現に向け検討をしておりますのでご理解を賜りたく存じます。

以上で終わります。

- 2 番（寺崎嘉男君） 終わります。
- 議長（小川雅昭君） これで寺崎議員の質問を終わります。
次に 1 番、中南議員の発言を許します。

- 1 番（中南裕行君） 議長、1 番。
- 議長（小川雅昭君） 1 番、中南議員。
- 1 番（中南裕行君） 私からは、渓雪寮について三点ほど伺いたいと思います。

渓雪寮、以前は閉寮される事はなかったのですが、昨年度から年に 5 回ほど寮が閉鎖されて道内

の生徒は自宅に帰っているようだが、道外出身の生徒は、まどかや個人宅に泊まっています。以前は閉鎖することが無かったと思うが、去年からなぜ急に閉鎖になったのかをお聞かせ願いたいと思います。

二点目としまして、教育長の行政報告にもありましたが、来年度から生徒が30人ほど増えそうだと聞いています。そうなりますと閉寮が続くと、先生や魅力化コーディネーターの負担も増えます。まどか位大きいところでなければ対応が出来ないと思います。何とか閉寮しないで元のような形で運営はできないのかをお聞かせ願いたいと思います。

三点目は、渓雪寮二人部屋の設計だったが、今は生徒が少ないから一人で使っていると思います。来年度生徒が増えても一人部屋で対応できるのかをお聞きしたいと思います。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答え致します。

幌加内高等学校寄宿舎「渓雪寮」につきましては、遠隔地出身者の学生寮としまして幌加内高等学校において運営を行っております。令和6年度現在の入寮生につきましては、36名で内、道外生については6名となっております。

一点目の渓雪寮の閉寮日を設定することとなった経緯についてであります。平成元年度の高校寄宿舎設立当初から入寮生の生活リズムや学業への影響などを考慮し、月に一度程度は、ご自宅に帰省する機会を設け、生徒が心身共にリフレッシュする必要な時間として、帰省日を設定しているところであります。帰省に関する規定につきましては、高等学校が管理する寮則及び寮細則により運用がされているところであります。夏休みや冬休み、春休みなどの長期帰省期間を除き、年間35日程度の帰省日を設けており、月に1度程度の3日～4日を帰省日として閉寮を実施しているところであります。

また、中南議員からご質問ありました、道外出身生徒の町内宿泊施設対応につきましては、平成12年頃から閉寮時の町内宿泊施設の利用費に対する助成制度を整備し、現在に至っております。以前は道外出身の高校生については、町内や近郊に親戚等の保護者がいる生徒が大半であったため、町内の宿泊施設利用は、それほど多くなかったところでありますし、道外生が現在のように多い状況でなかったため、高校寮の閉寮が地域の方々に認知されていなかったものと考えます。令和3年度からは、高校2年生の1年間を幌加内高等学校に留学をする、地域みらい留学制度にて生徒受け入れを開始したのを契機として、町内の宿泊施設にて、道外生の受け入れが多くなってきているところであります。

二点目のご質問につきましては、先程の教育行政報告でご説明させて頂いたところですが、生徒増加に向けて様々な対応が必要となっており、帰省日に関する道外生徒の対応についても、学校内で検討しているところであります。生徒の皆さんや親御さんについても、安心して高校生活を送ることが出来るように、学校運営や寮運営体制について対応協議中であります。議員の御心配されるところと同じく、高等学校関係者で検討をしているところであり、課題解決策として、閉寮日を設けない場合の寮運営体制の人員確保や、更なる幌加内高等学校の魅力化を実現するため、寮生の生活面のサポートや地域と高校生をつなぐ役割として、地域おこし協力隊制度を活用し、高等学校寄

宿舎ハウスマスターの募集をしているところでもあります。人員体制の強化などを図りながら、体制整備を進めて参りますのでご理解を賜りたいと思います。

三点目の、渓雪寮の生徒居室の件についてであります。議員のおっしゃるとおり、現在は入寮生が少ないことや、新型コロナウイルス感染予防や健康管理等にも配慮し、2人部屋を1人部屋として使用をしているところでもあります。現在の渓雪寮の居室数については、男子棟29室、女子棟12室でいずれも2人部屋となっており、最大男子58名、女子24名が定員となっております。今年度卒業予定の3年生の入寮生が13名おりますので、次年度については、空き部屋と合わせ、男子で11室、女子は8室は入居可能となりますが、20名以上の生徒が新たに入寮する場合には、男女の割合にもよりますが、1人部屋の対応については、厳しい状況であると考えているところでもあります。生徒についても多様な価値観、ライフスタイルの違い、プライバシー確保のなどにより、1人部屋での寮生活が確保されていることは、幌加内高等学校への進学を検討する上で、重要な選択肢の一つであると認識をしているところではありますが、全国的にも少子化の影響により、高等学校の生徒数の確保が課題となっている状況下で、幌加内高等学校についても安定的に生徒数を確保し、継続をしていくには大きな課題であります。一方で寄宿舍につきましても、建設から既に、30年以上が経過し、老朽化による大規模改修なども検討が必要な時期を迎えていることなど、今後の寄宿舍の在り方や運営面など総合的な判断のもとで検討をしていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上で終わります。

○1番（中南裕行君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中南議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第56号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第56号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課主幹（北村康栄君） 保健福祉課主幹。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（北村康栄君） （議案第56号朗読、記載省略）

除雪サービス事業につきましては、高齢者世帯等で自力で除雪が困難な方に対して、玄関、居間、寝室の窓、屋根の除雪を行うサービスであります。改正前にあります、1シーズン6,000円につきましては、平成26年に燃料等の物価高騰から除雪事業者の除雪単価の引き上げを背景に、手数料についても、5,500円から6,000円に改正したものであります。物価高騰の影響は、その後においても続き、平成29年には、更に除雪単価の引き上げが行われておりますが、除雪サービス利用者の手数料につきましては、6,000円のまま据え置いたものであります。今回の条例改正につきましては、町内の除雪事業者が請負っている一般家庭の除雪料金と除雪サービスを受けている家庭との個人負担に乖離があることのご意見があったことから、負担の差を縮めるため、改正するものであります。町内除雪事業者が請け負っている玄関前の除雪料金を基準として、前年の町内除雪利用者料金の1/10と定め、除雪サービス事業を利用する方への応分の負担を求めるものであります。それでは、新旧対照表によりご説明いたします。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。旧条例の別表中手数料の額の1シーズン6,000円とあるものを新条例では、1シーズン前年の町内除雪事業者料金の1/10と改正するものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し令和6年12月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会へ付託をいたします。

◎日程第14 議案第57号

○議長（小川雅昭君） 日程第15、議案第57号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第57号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

幌加内町簡易水道事業給水条例の関係法令となる、生活衛生等関係行政機能強化のための関係法令の整備に関する法律が改正され、同法における水道整備管理行政関係の敷設工事関係の監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正が行われました。改正要旨といたしましては、簡易水道事業を運営するに当たり、水道整備管理に携わる職員の減少に伴い、敷設工事監督者や水道技術監督者の確保が困難となっている事例があることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、事業資格の要件となる学校教育法における学歴課程の緩和及び職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直しを行うとともに、関連条例の整理を行うものであります。なお、幌加内町簡易水道事業の運営におきましては、敷設工事監督者や水道管理技術者となりうる要資格者が在職しているため、本改正における影響はございません。新旧対照表に

よりご説明いたします。右が旧、左が新条例となり、アンダーライン分が改正箇所でございます。

第42号敷設工事監督者の資格第1項第1号6行目土木工学科若しくはこれに相当する課程において、衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修め、卒業した後又は旧大学令による大学において、土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務をした経験を有する者を又は旧大学令において土木工学科又はこれに相当する課程を修め、卒業した後1年6ヶ月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改め、同条第1項第2号1行目土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後1年6ヶ月以上を水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改め、同条第1項第3号学校項目短期大学の後に同法による専門職大学の前期課程以下専門職大学前期課程というを追加。また、6行目、専門学校の後次号において短期大学等というを追加するものです。更に、9行目、卒業した後の後に専門大学前期課程にあつては、終了した後、次号においても同じを追加し改正するものです。同条第1項第4号、短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加。第1項第4号に短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加し、1項4号を第5号に繰り下げ、中等学校の後次号において高等学校等というを追加。第1項第6号に新たに高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらによる相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加。第1項第5号を第7号へ。第1項第6号を第8号に繰り下げ、5行目、6ヶ月を1年へ、又6行目、1年以上を1年6ヶ月へ改め、第1項第7号を第9号に1行目後段、第1号の後、若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号を削除し、8行目規定する後に、水道の最低経験年数の後に1/2を追加。1項第8号を第10号に繰り下げ、同条第1項第11号に建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであつて1年6ヶ月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加。第43条水道管理者の資格、第1号、1行目、前条の後規定により敷設工事監督者たる資格を有する者を削除し、第1項第1号第3号又は第2号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科これらに相当する課程を修め卒業した後、専門職大学前期課程にあつては終了した後、同項第1項に規定する学校を卒業した者について、1年6ヶ月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者、専門職大学前期課程にあつては終了した者については、2年6ヶ月以上。同項第5号に規定する学校を卒業した者については、3年6ヶ月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改め、第2号1行目、後段及び第4号を又は第5号に改め、土木工学以外のを削除し、4行目薬学の後に係る学科目これらに相当する学科目の課程、又はこれらに相当する課程、土木工学及び土木科並びにこれらに相当する課程を除くを修めて卒業した後、専門大学電気課程にあつては終了した後に改め、12行目卒業した者の後に専門職大学前期課程にあつては終了した者を追加し、13行目同項第4号を第5号に。同項第1項第4号1行目後段、及び第4号を又は第5号に。4行目学科目を課程に。5行目学科目以外の学科目を課程以外の課程に改め、卒業した後の後に当該課程を修めて専門職大

学前期課程を終了した場合を含むを追加し、下から4行目卒業した後の後に当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含むを追加し、下から2行目同項第4号を第5号に改めるものです。第1項第5号1行目後段、学校においての後に第1号若しくはを追加し、条文内の学科目を課程に。7行目卒業者の後に専門職大学前期課程にあつて修了した者を追加し、9行目最低経験年数の後に1/2以上を追加し改正するものです。第1項第7号に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験の内、上下水道部門に合格した専攻科目としては、上水道及び工業用水道を選択した者に限りであつて、6ヶ月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加。第8号に建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級技術検定に合格した者であつて、1年6ヶ月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加するものであります。附則この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号

○議長（小川雅昭君） 日程第15、議案第58号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第58号朗読、記載省略）

提案理由についてご説明いたします。

幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画は、過疎地域の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域における持続的発展を図ることを目的に、令和3年度から令和7年度までの5年間の対策と事業内容をまとめ、令和3年9月の第3回定例会において、議決をいただき現在執行中でありま

す。この度、幌加内町における過疎対策として、市町村計画に事業を追加する必要が生じたことから、市町村計画変更について議決を求めるものです。新旧対照表をご覧ください。左欄に変更前、右欄が変更後の記載となっております。今回の変更につきましては、事業内容の追加が2点となります。右欄変更後下線の引いてある部分が、今回の追加箇所となります。それでは、個別説明に入ります。持続的発展施策区分3、産業の振興、事業名（旧）観光又はレクリエーション、事業内容に幌加内湖公園整備事業及び豪雪地帯事故対策事業を追加し、事業主体にそれぞれ町を追加するものです。幌加内湖公園整備事業につきましては、公園キャンプ場の利用者数が近年、連休等の短期間に集中的に利用されることが多く、トイレ、炊事場用の受水槽の容量が不足することから受水槽容量の増設2 tから6 tでございますけれども、利用者に支障を及ぼさないよう追加するものです。次に、豪雪地帯事故対策事業については、今年1月に公共施設の除雪作業中に負傷事故が発生し、労働基準監督署から公共施設の除雪時の安全対策が求められたところでございます。近年は、除雪労働者の高齢化や人材不足により、除雪経験の浅い労働者が除雪作業に従事されることが多くなり、負傷事例が増える可能性も今後あることから、監督署の指導に基づき、除雪時の転落防止対策を講じるため、アンカー等の設置を行い安全対策を講じるための事業を追加するものです。今回の計画変更に伴う歳出予算については、令和6年9月19日に開催されました、令和6年第3回町議会定例会において、補正予算を議決済であります。歳入予算につきましては、今、町議会定例会に補正予算を提案しております。本計画変更につきましては、事業内容の追加のみであるため軽微な変更となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特例措置法第8条第10項の規定に基づき、町議会の議決後、北海道知事へ報告するとともに内閣総理大臣外7大臣へ議決された旨を報告することとなります。

以上で説明を終わります。

議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 59 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 16、議案第 59 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第 59 号朗読記載省略）

今回の変更につきましては、朱鞠内辺地地区で 4 事業の追加となっており、全て先ほど過疎計画の変更でも申し上げました、除雪時の転落事故防止対策に係る豪雪地帯事故対策事業となっております。新旧対照表になります、上段に変更前、下段に変更後の記載となっております。下段の下線部分が今回の変更箇所となります。なお、事業費等については、各施設の設置箇所数を基本に共通経費は算出をしております。今回の変更に伴う、歳出予算については、令和 6 年 9 月 19 日に開催されました、令和 6 年第 3 回町議会定例会において、補正予算を議決済みであります。歳入予算につきましては、今、町議会定例会において、補正予算を提案しております。本計画変更につきましては、去る 11 月 29 日付で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条第 8 項の規定に基づき、北海道知事との協議を終えております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 59 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 1 時 18 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、総務厚生常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 報告第11号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、報告第11号、付託案件の審査結果の報告について、先に総務厚生常任委員会で付託をいたしました、議案第56号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○6番（稲見隆浩君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、稲見委員長。

○6番（稲見隆浩君） （報告第11号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。本件に対する委員長報告は、否決すべきであります。したがって原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立少数）

○議長（小川雅昭君） 起立少数。

したがって、議案第56号は否決されました。

◎日程第17 議案第60号

○議長（小川雅昭君） 日程第17、議案第60号、令和6年度幌加内町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- 副町長（大野克彦君） 副町長。
- 議長（小川雅昭君） 副町長。
- 副町長（大野克彦君） （議案第 60 号朗読、記載省略）

事項別明細書歳出より説明いたします。

2 款 1 項 1 目、一般管理費 9 万 3,000 円の減額です。11 節、公金取扱手数料 53 万 4,000 円につきましては、10 月 1 日より、指定金融機関であります北空知信金幌加内支店において、口座振込及び納付書払等が有料化になったことに伴い、追加するものであります。14 節工事請負費 62 万 7,000 円の減につきましては、2 件とも執行残を整理するものであります。3 目、文書広報費 32 万 7,000 円の減額です。7 節フォトコンテスト報賞品 14 万 1,000 円。13 節路線バス回数券 18 万 6,000 円の減につきましては、幌高生フォトコンテストの執行残を整理するものであります。5 目、財産管理費 290 万 9,000 円の減です。12 節除雪業務委託料 10 万 5,000 円につきましては、添牛内地区の賃貸住宅 1 戸が新たに空き家となったため追加するものです。14 節 301 万 4,000 円の減につきましては、2 件とも執行残を整理するものであります。6 目、基金積立金 180 万 4,000 円の追加です。24 節積立金 186 万 2,000 円につきましては、積立金及び利息の確定により追加するものですが、4 つ目の公共交通整備運営基金 150 万円につきましては、過疎債ソフト分を財源としている他の事業費がほぼ確定したことにより、残りを積み立てるものであります。27 節土地開発基金操出金 2 万 2,000 円の減につきましては、利息の確定によるものであります。9 目、地域振興費 90 万円の追加です。13 節路線バス回数券につきましては、当初 1,600 冊としておりましたが、残りが少なく購入者の増が見込まれるため 900 冊分を追加するものであります。10 目、地域情報通信費 391 万円の追加です。10 節修繕料 86 万 3,000 円につきましては、朱鞠内屋外拡声器の交換に伴う引き込み線の配置で 36 万 3,000 円、その他 IP 設備の修繕等で 50 万円を追加するものであります。特別修繕料 304 万 7,000 円につきましては、住宅の新築に伴う IP 設備の設置に係わるものであります。政和地区で 1 戸 50 万 9,000 円、幌加内緑ヶ丘団地につきましては、ダム事務所職員用住宅 16 戸分で 253 万 8,000 円を追加であります。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 131 万 3,000 円の追加です。18 節老人家庭等福祉灯油代助成金 81 万円につきましては、灯油価格の高騰に伴い緊急対策として、高齢者世帯等に暖房用灯油代の追加助成を行うものであります。当初予算では、1 世帯当たり 7,000 円を助成しておりましたが、灯油価格がリッター当たり 121 円と高騰したことから、5,000 円を上乗せするもので、162 世帯を予定しております。19 節身元不明者等葬祭費 25 万円につきましては、町内の独居老人で身寄りのない方が 10 月にお亡くなりになったため、葬儀に係わる経費を町が負担するものであります。24 節基金積立金利子福祉 2 号 1 万 2,000 円の減につきましては、利息の確定により減額するものであります。27 節介護保険特別会計操出金 26 万 5,000 円につきましては、保険給付費の増が主な要因であります。詳細については、特別会計にて説明します。2 目、老人福祉費 772 万 5,000 円の追加です。12 節高齢者生活福祉センター運營業務委託料 154 万円の追加です。通所介護利用者の増により追加するものであります。17 節備品購入費 37 万 4,000 円については、高齢者生活福祉センターの厨房のガステーブルが故障し、ガス漏れするため交換するものです。18 節北部地域包括ケアセンター管理運営補助金 577 万 1,000 円の追加です。これにつきましては、よるべきに対するものですが、利用者の減に伴う利用料、介護報酬の収入減による財源不足分を追加するものであります。

19 節老人施設入所者措置費 4 万円は基準額の変更による増額です。2 項 2 目、児童扶助費 192 万 2,000 円の追加です。19 節児童手当費 141 万円の追加でありますけれども、児童手当法の改正が 10 月 1 日より施行されたことに伴い、不足分をそれぞれ追加するものであります。22 節補助金等返還金 51 万 2,000 円につきましては、令和 4 年度・令和 5 年度の子ども子育て支援交付金等の額の確定により精算するものであります。

4 款 1 項 4 目、診療所費 45 万円の減額です。10 節電気料、水道料、下水道料。13 節借家料の減額につきましては、テルケアの職員用住宅を町の大山医師や研修医住宅として 2 戸借りておりましたが、テルケアの職員が入居することになり、返還するため不要分を減額するものであります。修繕料 18 万 5,000 円につきましては、患者輸送用バスのエアコン等の修理経費を追加するものであります。5 目、環境衛生費 13 万 7,000 円の減額です。12 節軽作業業務委託料につきましては、年度末を見込み整理するものであります。2 項 1 目、塵芥処理費 508 万 3,000 円の追加です。10 節電気料 38 万 3,000 円につきましては、年度末を見込み不足分を追加するものですが、ごみ最終処分場の新施設の本格稼働が主な要因であります。12 節資源ごみ中間処理業務委託料 74 万 4,000 円の減につきましては、長沼町の資源ごみの中間処理業者が運搬用の車両の故障により、12 月をもって委託業務を終了する契約解除の申し出があり、未執行分を減額するものであります。廃棄物最終処分場の管理業務委託料 14 万 1,000 円の減につきましては、年度末を見込み執行残を整理するものであります。18 節備品購入費 558 万 5,000 円につきましては、先ほどの資源ごみ中間処理業務の契約解除に伴う対応として、資源ごみを処理するための車両物品を新たに整備するものであります。今まではペットボトルと 3 種類に分別したビンを現物のままで中間処理業者へ引き渡しておりましたが、今後ビンは現状のまま、ペットボトルは圧縮し、結束材で梱包した 20 kg のもの（ベール化）を旭川の間業業者へ引き渡すことといたしました。ペットボトルの圧縮梱包機が 1 台 350 万 9,000 円。ベール化したものの保管用中古コンテナ 2 個 53 万 6,000 円。ペットボトルやビン等を運搬するためのフォークリフト中古 154 万円をそれぞれ購入するものであります。

6 款 1 項 1 目、農業委員会費 45 万 4,000 円の追加です。8 節費用弁償 17 万 8,000 円につきましては、農業委員の研修会参加のため追加するものであります。13 節機器借上料 27 万 6,000 円、コピー機のリース料を追加するものであります。2 件とも農業委員会運営補助金の増額交付に合わせ対象事業としてそれぞれ追加するものであります。3 目、農業振興費 139 万円の追加です。18 節環境保全型農業直接支払補助金につきましては、堆肥施用取り組み面積が 47ha 増えたため増額するものであります。6 目、経営所得安定対策費 1,571 万 9,000 円の追加です。18 節畑地化促進事業補助金につきましては、全額道費補助となりますが、今年度に畑地化された 14 件、57.54ha の土地改良区の決済金支援に係わるものであります。7 目、畜産費 91 万 7,000 円の減額です。12 節、14 節共に家畜共進会場管理棟解体による不要分、執行残を整理するものであります。11 目、土地改良事業費 108 万 6,000 円の追加です。18 節農業経営高度化促進事業補助金につきましては、幌加内北部地区の土地改良事業において、通年施工 5.4ha に係わる調整経費が確定したため追加するものであります。

7 款 1 項 1 目、商工振興費 120 万 9,000 円の追加です。18 節商工業振興奨励補助金につきましては、機械設備整備で 2 件申請があり、不足分を追加するものであります。

8 款 1 項 1 目、土木総務費 10 万 1,000 円の追加です。8 節普通旅費につきましては、年度末を

見込み不足が見込まれるため追加するものであります。2目、ダム再生事業推進費 78 万円の追加です。この目につきましては、雨竜ダム事務所が実施しました、地質調査のコアを保管する場所を、町が2ヶ所提供しています。一つ目は、町所有の旧焼却場倉庫と、もう一つがJA 幌加内支所所有の倉庫であります、JA 倉庫につきましては、町が借りてダム事業所に提供しております。12 節除雪業務委託料 50 万 2,000 円につきましては、旧焼却場倉庫の除雪を追加するものであります。13 節施設使用料 27 万 8,000 円につきましては、JA 倉庫の使用料となります。2 項 2 目、道路橋梁維持費 420 万 1,000 円の追加です。8 節費用弁償 1 万 7,000 円につきましては、除雪の会計年度職員の通勤手当ですが、1 名が対象となる方が増えたため追加するものであります。10 節修繕料 406 万 1,000 円につきましては、自治区要望の土木維持補修の追加で 98 万 2,000 円。除雪センターにありますブル・ロータリー等の5 台の点検整備修理で 231 万円。トラックエアコン、車庫のシャッター、水道修理で 76 万 9,000 円の追加となっております。12 節道路台帳修正業務委託料 12 万 3,000 円につきましては、修正の内容が増えたため追加となります。3 項 1 目、河川改修費 26 万 4,000 円の減額です。14 節執行残の減額です。4 項 1 目、住宅管理費 557 万 9,000 円の追加です。10 節修繕料 145 万 5,000 円につきましては、町営住宅、特定賃貸住宅に係わるものですが、発注予定及び今後を見込み不足が生じるため増額するものであります。特別修繕料 338 万 6,000 円につきましては、2 戸の退居に伴う修繕費用であります、一部退去者が原因のものについては、個人負担してもらうこととなっております。12 節除雪委託料 59 万 2,000 円につきましては、空き住宅が7 戸増えたため追加するものです。21 節移転補償金 14 万 6,000 円につきましては、取り壊し予定の町営住宅のみゆき団地の入居者1 件に対する移転料ですが、移転先時期が確定したため追加するものです。2 目、住宅建築費 74 万 8,000 円の減額です。14 節につきましては、それぞれ事業が確定したため執行残を整理するものであります。5 項 1 目、簡易水道費 28 万 1,000 円。27 節簡易水道事業会計操出金につきましては、水質検査に係わるものであります。詳細は、特別会計にて説明します。

9 款 1 項 2 目、災害対策費 350 万円の減額です。12 節 J アラート受信機等更新委託料につきましては、今年購入予定としておりました新型機の発売が来年度に延期されたため減額するものであります。

10 款 1 項 4 目、学校営繕費 1,233 万 3,000 円の減額です。10 節一般修繕料 68 万円につきましては、今後を見込み不足分を追加するものであります。14 節教員住宅解体工事 1,301 万 3,000 円の減につきましては、事業が確定し執行残を整理するものであります。2 棟 3 戸の解体ですが、アスベストが含む予算取りでありましたが、実際には、アスベストがなかったため、大幅な減となったところであります。4 項 1 目、高等学校総務費 108 万 1,000 円の追加です。8 節費用弁償 3 万 4,000 円の追加になりますが、幌高生徒二人がアメリカニューヨークのそば店からそば打ちデモの招待を受け、来年の1 月に渡米することとなりましたが、千歳空港までの道内旅費は、こちらの負担となるため追加するものであります。それ以外のものについては、そば店の負担となっておりません。普通旅費 9 万 7,000 円追加です。教員の旅費ですが、年度末を見込み不足分を増額するものであります。11 節、郵便料 14 万 3,000 円につきましては、修学旅行で台湾へ行ったときにそば打ちセレモニーを行うための道具の送料を追加するものであります。17 節庁舎備品購入費 80 万 7,000 円につきましては、次年度に向け教育長の行政報告にもありましたが、生徒用の机・椅子、それぞ

れ 20 台を購入するものであります。3 目、寄宿舍費 48 万 3,000 円の追加です。17 節庁舎備品購入費、こちらも生徒の増加が見込まれるため、次年度に向け食堂用の椅子 19 台を購入するものであります。5 項 1 目、学校給食費 28 万 6,000 円の追加です。10 節修繕料につきましては、給食センター水道水を軟水に交換する機器が故障したため交換するものであります。6 項 2 目、公民館費 23 万 1,000 円の追加です。10 節修繕料につきましては、今後を見込み不足が生じるため追加するものであります。3 目、生涯学習センター費 220 万 4,000 円の追加です。10 節修繕料 35 万 6,000 円につきましては、こちらも年度末を見込み不足が生じるため追加するものであります。特別修繕料 184 万 8,000 円の追加です。これにつきましては、電気高圧機器の更新工事を年次計画で進めておりましたが、来年予定していた工事が、作業の効率性、費用の上昇などから今年度に前倒して実施した方が、効率よく安価になることから今回追加するものであります。

11 款 1 項 1 目、教育施設災害復旧費 96 万 8,000 円の減額です。14 節朱鞠内小学校裏法面土砂除去工事につきましては、8 月 9 日の大雨による排水路へ流入した土砂の除去、大型土のうの設置、法面の保護などの応急措置として 9 月議会に補正計上いたしました。実際の工事では排水路に流入した土砂の除去のみで対応できたということなので、少額となったため学校営繕費で執行し、この目は減額することといたしました。以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入について説明をいたします。

9 款 1 項、地方交付税 1 万 4,000 円の減額です。収支の調整をここで行っております。11 款 1 項 1 目、分担金 48 万 9,000 円の追加です。1 節道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業分担金につきましては、通年施工に係わる補助金の受益者負担 45%となっており、12 款 2 項 3 目、農業手数料 14 万 6,000 円の追加です。1 節嘱託登記手数料につきましては、件数の増加に伴い追加するものであります。13 款 1 項 1 目、民生費国庫補助金 94 万円の追加です。4 節児童手当負担金につきましては、歳出に対し、国 2/3 を追加するものであります。2 項 5 目、総務費国庫補助金 678 万 2,000 円の追加です。1 節豪雪地帯安全確保緊急対策交付金につきましては、豪雪地帯において、除排雪時の事故が多発していることを踏まえ、持続可能な除雪体制の整備等に取り組む事業が対象となり、国から事業費の 1/2 が交付されます。今年度は 9 月に補正計上いたしました「公共施設除雪墜落防止設備設置工事」及び高齢者世帯の福祉除雪を申請し、12/9 付で交付決定を受けたところであります。14 款 1 項 1 目、民生費道負担金 23 万 5,000 円の追加です。5 節児童手当負担金につきましては、道負担分の 1/6 相当分を追加するものであります。2 項 3 目、農林水産業費道補助金 1,783 万 3,000 円の追加です。1 節農業委員会運営補助金 47 万 6,000 円。環境保全型農業直接支援対策事業補助金 104 万 2,000 円 2 件ともに事業費の増に伴うものであります。農業経営高度化促進事業補助金 59 万 7,000 円につきましては、道営幌加内北部地区土地改良事業の通年施工に係わる補助金の 55%分であり、畑地化促進事業補助金 1,571 万 8,000 円については、トンネル補助となるものです。15 款 1 項 1 目、財産貸付収入 50 万 4,000 円の追加です。2 節町有建物貸付収入は、ダム事業のコア置き場として、貸し付ける旧焼却場倉庫の貸付料となっております。2 目、利子及び配当金 1,000 円の追加です。1 節基金利子につきましては、積立額利率の変更により、それぞれ増減するものであります。17 款 1 項 1 目、基金繰入金 1 万 1,000 円の減額です。基金利子の変更により、それぞれ増減するものであります。19 款 4 項 3 目、雑入 72 万 7,000 円。1 節雑入 27 万 7,000 円については、ダム事務所のコア置き場として、町が JA へ支払う施設

使用料担当分をダム事務所より収入するものであります。6節路線バス利用促進券収入45万円につきましては、路線バス回数券の個人負担500円の900冊分となっております。20款1項1目、総務費610万円の追加です。1節公共交通整備運営事業債150万円については、歳出2款1項6目で説明したもので過疎ソフト分となっております。豪雪地帯事故防止事業債460万円につきましては、公共施設除雪墜落防止設備設置工事に係わるものであります。5目、商工費470万円の追加につきましては、2節ほろかない湖公園整備事業債は、9月議会で補正計上した受水槽の増量設備に対するものであります。7目、消防費330万円の減額です。1節Jアラート新型受信機更新事業債は、翌年度事業となったため減額するものです。以上歳入の説明を終わります。

事項別明細書総括であります。

歳入歳出ともに3,513万2,000円を追加し、総額51億3,630万3,000円とするものです。

第2表地方債補正につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお見通し願います。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出15ページから質疑をお受けいたします。15ページ、16ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、17ページ、18ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、19ページ、20ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、21ページ、22ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、23ページ、24ページについて質疑ありませんか。

○1番（中南裕行君） 議長。1番

○議長（小川雅昭君） 1番。中南議員。

○1番（中南裕行君） 住宅建設費についてお伺いします。

緑ヶ丘解体予定の住宅がまだ残っているのですが、その要因を教えてください。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） 現在、こちらの方で緑ヶ丘団地解体については、1棟2戸今後予定をしております。来年解体する予定でございます。

- 1 番（中南裕行君） 議長。1 番
- 議長（小川雅昭君） 1 番。中南議員。
- 1 番（中南裕行君） 来年度で緑ヶ丘の古い住宅はなくなると思っていいでしょうか。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） 緑ヶ丘団地につきましては、まだ相当数入居されている方がおります。退去された方がいらっしゃるとそこを政策住宅としてあけておいてその後また隣が空けば解体していくというようなことで実施しておりますし、これからも実施していく予定ですので緑ヶ丘団地につきましては、最低 10 年はなくなるかと、いくつかは残っていく予定かなと思っております。

○1 番（中南裕行君） わかりました。

○議長（小川雅昭君） 23 ページ、24 ページについて他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、25 ページ、26 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、27 ページ、28 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、事項別明細書歳入 7 ページから質疑をお受けいたします。
7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、9 ページ、10 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、11 ページ、12 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無いようですので歳入・歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号、令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 6 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

(全出席議員 起立)

○議長 (小川雅昭君) 起立多数。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 61 号

○議長 (小川雅昭君) 日程第 18、議案第 61 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長 (山本久稔君) 住民課長。

○議長 (小川雅昭君) 住民課長。

○住民課長 (山本久稔君) (議案第 61 号朗読、記載省略)

提案理由を申し上げます。

今回、補正を行う理由としまして、歳出 2 款の葬祭費として当初予算で措置した 2 件分が、既に執行済となっております。このことから、葬祭費の追加措置を行うものであります。また、令和 5 年度分の保険給付費特別交付金の精算額が確定しましたことから、歳出 7 款の償還金を追加するもので、それぞれ歳入にてこれらに対する財源の充当を行うものであります。

それでは、事項別明細書歳出から説明いたします。

歳出 2 款 5 項 1 目、葬祭費補正額 3 万円を追加するものです。18 節葬祭費同額であります。当初予算 2 件分が執行済となったことから 1 件分を追加するものであります。7 款 1 項 1 目、償還金 1 万 7,000 円を追加するものです。22 節国・道支出金返還金 1 万 7,000 円同額でございます。令和 5 年度分の保険給付費と特別交付金が確定したことから、精算として返還金にて支出するものであります。以上で歳出終わります。

歳入にまいります。

歳入 3 款 1 項 1 目、保険給付費等交付金補正額 3 万円を追加するものです。1 節普通交付金同額であります。歳出 3 款葬祭費の財源とするものであります。5 款 2 項 1 目、基金繰入金 1 万 7,000 円を追加するものです。1 節国保財政調整基金繰入金同額であります。歳出 7 款国・道支出金返還金を基金に求めるものであります。歳入以上でございます。

事項別明細書総括であります。

歳入歳出ともに 4 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 6,931 万円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 (小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 61 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全出席議員 起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 62 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 19、議案第 62 号、令和 6 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課主幹(北村康栄君) 保健福祉課主幹。

○議長(小川雅昭君) 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(北村康栄君) (議案第 62 号朗読、記載省略)

事項別明細書歳出よりご説明いたします。

歳出 1 款 3 項 1 目、介護認定審査会 7 万 7,000 円の追加であります。18 節士別地域介護認定審査会負担金と同額であります。審査会の運営に係る会計年度任用職員の報酬改定に伴い、報酬等が増額したため、年度末を見込み増額するものであります。2 款 2 項 1 目、高額サービス費 150 万円の追加であります。18 節高額サービス費と同額であります。当初見込みより、対象者が増加したことにより、年度末を見込み追加するものであります。以上で歳出の説明を終わります。

事項別明細書歳入の説明をいたします。

歳入 1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 27 万 2,000 円の追加であります。1 節現年度分第 1 号被保険者保険料と同額の追加であります。歳出で説明しました保険給付費の不足分財源を保険料にて調整するものであります。2 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 30 万円の追加であります。1 節現年度分介護給付費負担金と同額の追加であります。歳出保険給付費 150 万円の 20%計上しているものであります。2 項 1 目、調整交付金 14 万 7,000 円の追加であります。1 節現年度分調整交付金と同額の追加であります。こちらについても歳出保険給付費 150 万円の 9.79%で計上しているものであります。3 款 1 項 1 目、介護給付費交付金 40 万 5,000 円の追加であります。1 節現年度分保険介護給付費交付金と同額の追加であります。こちらでも歳出保険給付費 150 万円の 27%で計上しているものであります。4 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 18 万 8,000 円の追加であります。1 節現年度分介護給付費負担金と同額の追加であります。こちらでも歳出保険給付費 150 万円の 12.5%で計上しているものであります。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 26 万 5,000 円の追加であります。1 節介護給付費繰入金で 18 万 8,000 円の追加であります。こちらでも歳出保険給付費 150 万円の 12.5%で計上しているものであります。事務費繰入金 7 万 7,000 円ありますが、歳出 1 款 3 項 1 目で説明しました介護認定審査会費の増額分を追加するものであります。以上で歳

入の説明を終わります。

事項別明細書総括であります。

歳入歳出それぞれ 157 万 7,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 977 万 2,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても、補正項目が少ないので歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 62 号、令和 6 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 63 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 20、議案第 63 号、令和 6 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 63 号朗読、記載省略）

収益的支出から説明いたします。

収益的支出 1 款 1 項 1 目、源水及び浄水機器 28 万 1,000 円の増。委託料水質検査委託料で同額となっております。この水質検査委託につきましては、水道水に含まれる有機フッ素化合物が近年環境問題として注目を集めており、特にペルフルポロオクタンスルホンサン通称ピーファスやペルフルポロオクタンサン通称ピーファなどが代表的な物質であり、これらの化合物は耐水性や耐油性に優れた特性を持つため、様々な製品に使用されてきましたが、環境中に残留しやすく人体への影響が懸念されております。環境省では本年、自治体や水道事業者に対し、これまでの水質検査の実施や実施の有無や検査結果などの調査が実施され、全国的な事例で申し上げますと 3 年以上でこの有機フッ素化合物の含有量が一定の基準を超える値が検出された事例も見受けられました。また、北海道内におきましては、211 の簡易水道事業者の内、既に 142 事業者 67%が検査実施済でありま

す。本検査につきましては、現時点では法律により義務化されるというものではありませんが、水道水の安全性を確保し、町民の皆様の健康を守るため、一度、この有機フッ素化合物の現状値について水質検査を実施するものであります。委託料につきましては、幌加内・政和・朱鞠内の3浄水場を対象として一浄水場当たり9万3,500円の3浄水場の検査委託料として、28万500円の内訳となっております。なお、本検査につきましては、現在環境省におきまして、専門家会議を設置しまして検査の基準値の見直しや検査の義務化について検討されております。今後につきましては、これらの結果や近隣地帯の動向を見ながら検査の実施について検討したいと考えております。以上で収益的支出の説明を終わります。

収益的収入の説明をいたします。

1款2項2目、他会計補助金28万1,000円の増額。他会計補助金基準外繰入金で同額となっております。収益的支出で説明しました検査委託料を他会計補助金から繰入れするための増額補正であります。以上で収益的収入の説明を終わります。

補正予算第2号実施計画です。収益的収入及び支出それぞれ28万1,000円を増額し、収益的収入1款簡易水道事業収益を1億,1,444万9,000円。収益的支出1款簡易水道事業費用を9,307万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので収益的収入支出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 議長。5番

○議長（小川雅昭君） 5番。中川議員。

○5番（中川秀雄君） 有機フッ素化合物、全国の水道事業者に対して一斉に検査するようという通達があったようですが、もう検査は終わっているのでしょうか。もし終わっているのならば結果はどうだったのでしょうか。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） 当町における検査につきましては、この補正予算を可決頂いた後に検査を実施したいと考えております。

○5番（中川秀雄君） わかりました。

○議長（小川雅昭君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 63 号、令和 6 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全出席議員 起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって議案第 63 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

午後 4 時 2 0 分

午後 4 時 2 1 分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(小川雅昭君) ただいま、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 2 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長(小川雅昭君) 追加日程第 2、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第 7 条の規定によりまして本日で閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

- 議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。
令和6年第4回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員